

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

<u>i 要介護 1</u>	576単位
<u>ii 要介護 2</u>	620単位
<u>iii 要介護 3</u>	664単位
<u>iv 要介護 4</u>	707単位
<u>v 要介護 5</u>	752単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

<u>i 要介護 1</u>	601単位
<u>ii 要介護 2</u>	647単位
<u>iii 要介護 3</u>	692単位
<u>iv 要介護 4</u>	738単位
<u>v 要介護 5</u>	785単位

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

<u>i 要介護 1</u>	593単位
<u>ii 要介護 2</u>	638単位
<u>iii 要介護 3</u>	683単位
<u>iv 要介護 4</u>	728単位
<u>v 要介護 5</u>	774単位

d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)

<u>i 要介護 1</u>	670単位
<u>ii 要介護 2</u>	714単位
<u>iii 要介護 3</u>	759単位
<u>iv 要介護 4</u>	802単位
<u>v 要介護 5</u>	846単位

e 診療所型介護療養施設サービス費(v)

<u>i 要介護 1</u>	699単位
<u>ii 要介護 2</u>	746単位
<u>iii 要介護 3</u>	792単位
<u>iv 要介護 4</u>	837単位
<u>v 要介護 5</u>	884単位

f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)

<u>i 要介護 1</u>	689単位
----------------	-------

ii	要介護 2	735単位
iii	要介護 3	781単位
iv	要介護 4	825単位
v	要介護 5	872単位
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	506単位
ii	要介護 2	546単位
iii	要介護 3	585単位
iv	要介護 4	626単位
v	要介護 5	665単位
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	602単位
ii	要介護 2	641単位
iii	要介護 3	681単位
iv	要介護 4	720単位
v	要介護 5	760単位
(2)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1 日につき）	
(一)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	689単位
b	要介護 2	734単位
c	要介護 3	778単位
d	要介護 4	821単位
e	要介護 5	865単位
(二)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a	要介護 1	714単位
b	要介護 2	761単位
c	要介護 3	807単位
d	要介護 4	852単位
e	要介護 5	899単位
(三)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	要介護 1	705単位
b	要介護 2	751単位
c	要介護 3	797単位
d	要介護 4	841単位
e	要介護 5	887単位
(四)	経過のユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	689単位
b	要介護 2	734単位
c	要介護 3	778単位
d	要介護 4	821単位
e	要介護 5	865単位

(五) 経過的单位型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a	要介護 1	714単位
b	要介護 2	761単位
c	要介護 3	807単位
d	要介護 4	852単位
e	要介護 5	899単位

(六) 経過的单位型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a	要介護 1	705単位
b	要介護 2	751単位
c	要介護 3	797単位
d	要介護 4	841単位
e	要介護 5	887単位

注 1 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設の療養病床に係る病室であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)から(8)まで、(10)、(11)、(14)及び(15)は算定しない。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

6 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出していない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(13)を算定している場合は、算定しない。

- 10 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定
単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、
算定できない。
- 11 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病
院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位
数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 12 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1
日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に
対して、診療所型介護療養施設サービス費(I)又は診療所型介護療養施設サービス費(II)
を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療
所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)又は診療所型介護療養施設サービス費
(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。
- 13 次のいずれかに該当する者に対して、診療所型介護療養施設サービス費(I)又は診療
所型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所型介護療養施設
サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)又は診療所型介護
療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、
従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼ
すおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者
- (3) 初期加算 30単位
- 注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定
単位数を加算する。
- (4) 退院時指導等加算
- (一) 退院時等指導加算
- a 退院前訪問指導加算 460単位
- b 退院後訪問指導加算 460単位
- c 退院時指導加算 400単位
- d 退院時情報提供加算 500単位
- e 退院前連携加算 500単位
- (二) 訪問看護指示加算 300単位
- 注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立っ
て当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対し
て退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導
の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、
当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等
を行ったときも、同様に算定する。

- 2 （イ）のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。
入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 3 （イ）のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 4 （イ）のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。
入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 5 （イ）のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 6 （二）については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- (5) 低栄養リスク改善加算 300単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

- 2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (6) 経口移行加算 28単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8を算定している場合は、算定しない。
- 2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (7) 経口維持加算
- (一) 経口維持加算(I) 400単位
- (二) 経口維持加算(II) 100単位
- 注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。
- 2 (二)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定介護療養型医療施設基準第2条第2項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (8) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- (9) 療養食加算 6単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。
- (10) 在宅復帰支援機能加算 10単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- (11) 特定診療費
注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (12) 認知症専門ケア加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位
- (13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位
注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

<u>14</u>	<u>排せつ支援加算</u>	100単位
注	<u>排せつに介護を要する者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。</u>	
<u>15</u>	<u>安全対策体制加算</u>	20単位
注	<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。</u>	
<u>16</u>	<u>サービス提供体制強化加算</u>	
注	<u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一)	<u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	22単位
(二)	<u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	18単位
(三)	<u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6 単位
<u>17</u>	<u>介護職員処遇改善加算</u>	
注	<u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一)	<u>介護職員処遇改善加算(I)</u>	<u>(1)から16までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</u>
(二)	<u>介護職員処遇改善加算(II)</u>	<u>(1)から16までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</u>
(三)	<u>介護職員処遇改善加算(III)</u>	<u>(1)から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</u>
<u>18</u>	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	
注	<u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一)	<u>介護職員等特定処遇改善加算(I)</u>	<u>(1)から16までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u>

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(49) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症患者型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 認知症患者型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)

i	要介護 1	986単位
ii	要介護 2	1,050単位
iii	要介護 3	1,114単位
iv	要介護 4	1,179単位
v	要介護 5	1,244単位

b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)

i	要介護 1	1,091単位
ii	要介護 2	1,157単位
iii	要介護 3	1,221単位
iv	要介護 4	1,286単位
v	要介護 5	1,350単位

(二) 認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱ

a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)

i	要介護 1	930単位
ii	要介護 2	998単位
iii	要介護 3	1,066単位
iv	要介護 4	1,133単位
v	要介護 5	1,201単位

b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)

i	要介護 1	1,037単位
ii	要介護 2	1,104単位
iii	要介護 3	1,171単位
iv	要介護 4	1,241単位
v	要介護 5	1,307単位

(三) 認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅲ

a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)

i	要介護 1	902単位
ii	要介護 2	969単位

	<u>iii 要介護 3</u>	<u>1,034単位</u>
	<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,099単位</u>
	<u>v 要介護 5</u>	<u>1,165単位</u>
	<u>b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)</u>	
	<u>i 要介護 1</u>	<u>1,009単位</u>
	<u>ii 要介護 2</u>	<u>1,074単位</u>
	<u>iii 要介護 3</u>	<u>1,141単位</u>
	<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,207単位</u>
	<u>v 要介護 5</u>	<u>1,271単位</u>
(四)	<u>認知症患者型介護療養施設サービス費(IV)</u>	
	<u>a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)</u>	
	<u>i 要介護 1</u>	<u>887単位</u>
	<u>ii 要介護 2</u>	<u>951単位</u>
	<u>iii 要介護 3</u>	<u>1,016単位</u>
	<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,080単位</u>
	<u>v 要介護 5</u>	<u>1,145単位</u>
	<u>b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)</u>	
	<u>i 要介護 1</u>	<u>993単位</u>
	<u>ii 要介護 2</u>	<u>1,058単位</u>
	<u>iii 要介護 3</u>	<u>1,121単位</u>
	<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,188単位</u>
	<u>v 要介護 5</u>	<u>1,251単位</u>
(五)	<u>認知症患者型介護療養施設サービス費(V)</u>	
	<u>a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)</u>	
	<u>i 要介護 1</u>	<u>827単位</u>
	<u>ii 要介護 2</u>	<u>892単位</u>
	<u>iii 要介護 3</u>	<u>956単位</u>
	<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,021単位</u>
	<u>v 要介護 5</u>	<u>1,085単位</u>
	<u>b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)</u>	
	<u>i 要介護 1</u>	<u>934単位</u>
	<u>ii 要介護 2</u>	<u>998単位</u>
	<u>iii 要介護 3</u>	<u>1,063単位</u>
	<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,127単位</u>
	<u>v 要介護 5</u>	<u>1,192単位</u>
(2)	<u>認知症患者型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）</u>	
(一)	<u>認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)</u>	
	<u>a 要介護 1</u>	<u>733単位</u>
	<u>b 要介護 2</u>	<u>797単位</u>
	<u>c 要介護 3</u>	<u>863単位</u>
	<u>d 要介護 4</u>	<u>927単位</u>
	<u>e 要介護 5</u>	<u>992単位</u>

(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

<u>a</u>	<u>要介護 1</u>	840単位
<u>b</u>	<u>要介護 2</u>	904単位
<u>c</u>	<u>要介護 3</u>	969単位
<u>d</u>	<u>要介護 4</u>	1,034単位
<u>e</u>	<u>要介護 5</u>	1,097単位

(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1 日につき）(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

<u>a</u>	<u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	1,112単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	1,177単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	1,242単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,306単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,371単位

b 経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費

<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	1,112単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	1,177単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	1,242単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,306単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,371単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

<u>a</u>	<u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	1,057単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	1,124単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	1,194単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,261単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,328単位

b 経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費

<u>i</u>	<u>要介護 1</u>	1,057単位
<u>ii</u>	<u>要介護 2</u>	1,124単位
<u>iii</u>	<u>要介護 3</u>	1,194単位
<u>iv</u>	<u>要介護 4</u>	1,261単位
<u>v</u>	<u>要介護 5</u>	1,328単位

注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護療養型医療施設基準第 2 条第 3 項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)から(9)まで及び(11)から(14)までは算定しない。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ている場合、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 8 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 9 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 10 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、認知症患者型介護療養施設サービス費(I)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)若しくは認知症患者型介護療養施設サービス費(V)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症患者型介護療養施設サービス費(I)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症患者型介護療養施設サービス費(V)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)を算定する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、認知症患者型介護療養施設サービス費(I)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)若しくは認知症患者型介護療養施設サービス費(V)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症患者型介護療養施設サービス費(I)の認知症患者型介護療養施設サービ

ス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費Ⅵ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(4) 初期加算 30単位

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(5) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

a 退院前訪問指導加算 460単位

b 退院後訪問指導加算 460単位

c 退院時指導加算 400単位

d 退院時情報提供加算 500単位

e 退院前連携加算 500単位

(二) 訪問看護指示加算 300単位

注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職

- 員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7を算定している場合は、算定しない。
- 2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (8) 経口維持加算
- | | |
|----------------|-------|
| (一) 経口維持加算(I) | 400単位 |
| (二) 経口維持加算(II) | 100単位 |
- 注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。
- 2 (二)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定介護療養型医療施設基準第2条第3項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- (9) 口腔^{くわう}衛生管理加算 90単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔^{くわう}ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔^{くわう}ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔^{くわう}に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- (10) 療養食加算 6単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

(11) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(12) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(13) 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入院患者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(14) 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(I)

（一）I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	721単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	1,070単位
d 要介護 4	1,172単位
e 要介護 5	1,263単位

（二）I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	833単位
b 要介護 2	943単位
c 要介護 3	1,182単位
d 要介護 4	1,283単位
e 要介護 5	1,375単位

31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（一）介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（二）介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

（三）介護職員処遇改善加算(III) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(17) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（一）介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

（二）介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(I)

（一）I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	714単位
b 要介護 2	824単位
c 要介護 3	1,060単位
d 要介護 4	1,161単位
e 要介護 5	1,251単位

（二）I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	934単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,271単位
e 要介護 5	1,362単位

(2) I型介護医療院サービス費Ⅱ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	711単位
b 要介護 2	820単位
c 要介護 3	1,055単位
d 要介護 4	1,155単位
e 要介護 5	1,245単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	821単位
b 要介護 2	930単位
c 要介護 3	1,165単位
d 要介護 4	1,264単位
e 要介護 5	1,355単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	694単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	1,039単位
d 要介護 4	1,138単位
e 要介護 5	1,228単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	805単位
b 要介護 2	914単位
c 要介護 3	1,148単位
d 要介護 4	1,248単位
e 要介護 5	1,338単位

ロ II型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	675単位
b 要介護 2	771単位
c 要介護 3	981単位
d 要介護 4	1,069単位
e 要介護 5	1,149単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	786単位
b 要介護 2	883単位
c 要介護 3	1,092単位
d 要介護 4	1,181単位
e 要介護 5	1,261単位

(2) I型介護医療院サービス費Ⅱ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	704単位
b 要介護 2	812単位
c 要介護 3	1,045単位
d 要介護 4	1,144単位
e 要介護 5	1,233単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	813単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,154単位
d 要介護 4	1,252単位
e 要介護 5	1,342単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	688単位
b 要介護 2	796単位
c 要介護 3	1,029単位
d 要介護 4	1,127単位
e 要介護 5	1,217単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	797単位
b 要介護 2	905単位
c 要介護 3	1,137単位
d 要介護 4	1,236単位
e 要介護 5	1,326単位

ロ II型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	669単位
b 要介護 2	764単位
c 要介護 3	972単位
d 要介護 4	1,059単位
e 要介護 5	1,138単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,082単位
d 要介護 4	1,170単位
e 要介護 5	1,249単位

(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>659単位</u>
b 要介護 2	<u>755単位</u>
c 要介護 3	<u>963単位</u>
d 要介護 4	<u>1,053単位</u>
e 要介護 5	<u>1,133単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>867単位</u>
c 要介護 3	<u>1,075単位</u>
d 要介護 4	<u>1,165単位</u>
e 要介護 5	<u>1,245単位</u>

(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>648単位</u>
b 要介護 2	<u>743単位</u>
c 要介護 3	<u>952単位</u>
d 要介護 4	<u>1,042単位</u>
e 要介護 5	<u>1,121単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>759単位</u>
b 要介護 2	<u>855単位</u>
c 要介護 3	<u>1,064単位</u>
d 要介護 4	<u>1,154単位</u>
e 要介護 5	<u>1,234単位</u>

ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>661単位</u>
b 要介護 2	<u>763単位</u>
c 要介護 3	<u>988単位</u>
d 要介護 4	<u>1,081単位</u>
e 要介護 5	<u>1,168単位</u>

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>869単位</u>
c 要介護 3	<u>1,091単位</u>
d 要介護 4	<u>1,186単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>614単位</u>
---------	--------------

(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>653単位</u>
b 要介護 2	<u>748単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>
e 要介護 5	<u>1,122単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>763単位</u>
b 要介護 2	<u>859単位</u>
c 要介護 3	<u>1,065単位</u>
d 要介護 4	<u>1,154単位</u>
e 要介護 5	<u>1,233単位</u>

(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>642単位</u>
b 要介護 2	<u>736単位</u>
c 要介護 3	<u>943単位</u>
d 要介護 4	<u>1,032単位</u>
e 要介護 5	<u>1,111単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>847単位</u>
c 要介護 3	<u>1,054単位</u>
d 要介護 4	<u>1,143単位</u>
e 要介護 5	<u>1,222単位</u>

ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>655単位</u>
b 要介護 2	<u>756単位</u>
c 要介護 3	<u>979単位</u>
d 要介護 4	<u>1,071単位</u>
e 要介護 5	<u>1,157単位</u>

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>757単位</u>
b 要介護 2	<u>861単位</u>
c 要介護 3	<u>1,081単位</u>
d 要介護 4	<u>1,175単位</u>
e 要介護 5	<u>1,259単位</u>

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>608単位</u>
---------	--------------

b 要介護 2	<u>707単位</u>
c 要介護 3	<u>905単位</u>
d 要介護 4	<u>991単位</u>
e 要介護 5	<u>1,066単位</u>

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>721単位</u>
b 要介護 2	<u>814単位</u>
c 要介護 3	<u>1,012単位</u>
d 要介護 4	<u>1,096単位</u>
e 要介護 5	<u>1,172単位</u>

ニ ユニット型 I 型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(I)

(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>850単位</u>
b 要介護 2	<u>960単位</u>
c 要介護 3	<u>1,199単位</u>
d 要介護 4	<u>1,300単位</u>
e 要介護 5	<u>1,392単位</u>

(二) 経過のユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>850単位</u>
b 要介護 2	<u>960単位</u>
c 要介護 3	<u>1,199単位</u>
d 要介護 4	<u>1,300単位</u>
e 要介護 5	<u>1,392単位</u>

(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)

(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>840単位</u>
b 要介護 2	<u>948単位</u>
c 要介護 3	<u>1,184単位</u>
d 要介護 4	<u>1,283単位</u>
e 要介護 5	<u>1,374単位</u>

(二) 経過のユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>840単位</u>
b 要介護 2	<u>948単位</u>
c 要介護 3	<u>1,184単位</u>
d 要介護 4	<u>1,283単位</u>
e 要介護 5	<u>1,374単位</u>

ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費

(一) 要介護 1	<u>849単位</u>
(二) 要介護 2	<u>951単位</u>

b 要介護 2	<u>700単位</u>
c 要介護 3	<u>897単位</u>
d 要介護 4	<u>982単位</u>
e 要介護 5	<u>1,056単位</u>

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>714単位</u>
b 要介護 2	<u>806単位</u>
c 要介護 3	<u>1,003単位</u>
d 要介護 4	<u>1,086単位</u>
e 要介護 5	<u>1,161単位</u>

ニ ユニット型 I 型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(I)

(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>842単位</u>
b 要介護 2	<u>951単位</u>
c 要介護 3	<u>1,188単位</u>
d 要介護 4	<u>1,288単位</u>
e 要介護 5	<u>1,379単位</u>

(二) 経過のユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>842単位</u>
b 要介護 2	<u>951単位</u>
c 要介護 3	<u>1,188単位</u>
d 要介護 4	<u>1,288単位</u>
e 要介護 5	<u>1,379単位</u>

(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)

(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>832単位</u>
b 要介護 2	<u>939単位</u>
c 要介護 3	<u>1,173単位</u>
d 要介護 4	<u>1,271単位</u>
e 要介護 5	<u>1,361単位</u>

(二) 経過のユニット型 I 型介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>832単位</u>
b 要介護 2	<u>939単位</u>
c 要介護 3	<u>1,173単位</u>
d 要介護 4	<u>1,271単位</u>
e 要介護 5	<u>1,361単位</u>

ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費

(一) 要介護 1	<u>841単位</u>
(二) 要介護 2	<u>942単位</u>

(三) 要介護3	1,173単位
(四) 要介護4	1,267単位
(五) 要介護5	1,353単位
(2) 経過のユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費	
(一) 要介護1	849単位
(二) 要介護2	951単位
(三) 要介護3	1,173単位
(四) 要介護4	1,267単位
(五) 要介護5	1,353単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	798単位
b 要介護2	901単位
c 要介護3	1,126単位
d 要介護4	1,220単位
e 要介護5	1,304単位
(二) 経過のユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	798単位
b 要介護2	901単位
c 要介護3	1,126単位
d 要介護4	1,220単位
e 要介護5	1,304単位
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	808単位
b 要介護2	904単位
c 要介護3	1,114単位
d 要介護4	1,205単位
e 要介護5	1,284単位
(二) 経過のユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	808単位
b 要介護2	904単位
c 要介護3	1,114単位
d 要介護4	1,205単位
e 要介護5	1,284単位
注1～4 （略）	
5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。	

(三) 要介護3	1,162単位
(四) 要介護4	1,255単位
(五) 要介護5	1,340単位
(2) 経過のユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費	
(一) 要介護1	841単位
(二) 要介護2	942単位
(三) 要介護3	1,162単位
(四) 要介護4	1,255単位
(五) 要介護5	1,340単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	791単位
b 要介護2	893単位
c 要介護3	1,115単位
d 要介護4	1,209単位
e 要介護5	1,292単位
(二) 経過のユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	791単位
b 要介護2	893単位
c 要介護3	1,115単位
d 要介護4	1,209単位
e 要介護5	1,292単位
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	1,104単位
d 要介護4	1,194単位
e 要介護5	1,272単位
(二) 経過のユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	1,104単位
d 要介護4	1,194単位
e 要介護5	1,272単位
注1～4 （略）	
(新設)	
(新設)	

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、若年性認知症患者 (介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。) に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、うを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11を算定している場合は算定しない。

13 (略)

(削る)

14 (略)

15 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チからヌまで、ワからヨまで、レ、ソ及びウからオまでは算定しない。

ト (略)

チ 退所時栄養情報連携加算 70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に

5～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9を算定している場合は算定しない。

11 (略)

12 3イ(1)から(4)までの注15、ロ(1)及び(2)の注12及びハ(1)から(3)までの注10に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)若しくは(iv)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(I)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(V)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

13 (略)

14 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チ、リ、ルからワまで、ヨ、タ及びナからニまでは算定しない。

ト (略)

(新設)

関する情報を提供したときは、1 月につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 7 又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

リ 再入所時栄養連携加算 200 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 7 を算定している場合は、算定しない。

ヌ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(一)～(三) (略)

(四) 退所時情報提供加算

a 退所時情報提供加算(I) 500 単位

b 退所時情報提供加算(II) 250 単位

(五) (略)

(2) (略)

注 1 ～ 3 (略)

4 (1)の四の a については、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (1)の四の b については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

6・7 (略)

ル 協力医療機関連携加算

注 介護医療院において、協力医療機関（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 34 条第 1 項本文（同令第 54 条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 34 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしている場合 50 単位

(2) (1)以外の場合 5 単位

チ 再入所時栄養連携加算 200 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 5 を算定している場合は、算定しない。

リ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(一)～(三) (略)

(四) 退所時情報提供加算 500 単位

(新設)

(新設)

(五) (略)

(2) (略)

注 1 ～ 3 (略)

4 (1)の四については、入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

(新設)

5・6 (略)

(新設)

ヨ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 7を算定している場合は、算定しない。

ワ 経口移行加算 28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

カ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 7若しくは経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

ヨ～ツ (略)ネ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ヌ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 5を算定している場合は、算定しない。

ル 経口移行加算 28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ヲ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注 5又は経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

ワ～レ (略)ソ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ナ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 認知症チームケア推進加算(I) | 150単位 |
| (2) 認知症チームケア推進加算(II) | 120単位 |

ラ～ウ (略)

ヰ 自立支援促進加算 280単位

注 (略)

ノ (略)

(削る)

オ (略)

ク 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対して介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) | 10単位 |
| (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) | 5単位 |

ヤ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 介護医療院が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護医療院サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

マ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者に対して介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 生産性向上推進体制加算(I) | 100単位 |
| (2) 生産性向上推進体制加算(II) | 10単位 |

(新設)

ツ～ナ (略)

ラ 自立支援促進加算 300単位

注 (略)

ム (略)

ウ 長期療養生活移行加算 60単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算として、1日につき所定単位数を加算する。

イ 療養病床に1年以上入院していた者であること。

ロ 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること。

ヰ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ケ (略)
フ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからケまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからケまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからケまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからケまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

エ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからケまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ノ (略)
オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからノまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからノまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからノまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表

(逆参照が示される)

改 正 後	改 正 前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ～ヤ (略)	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ～ヤ (略)

マ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

マ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III)

イからヤまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(新設)

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (11) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u>
相当する単位数 | <u>イからやまでにより算定した単位数の1000分の74に</u> |
| (12) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u>
相当する単位数 | <u>イからやまでにより算定した単位数の1000分の70に</u> |
| (13) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u>
相当する単位数 | <u>イからやまでにより算定した単位数の1000分の63に</u> |
| (14) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u>
相当する単位数 | <u>イからやまでにより算定した単位数の1000分の47に</u> |

(削る)

(削る)

2 介護保健施設サービス

イ～マ (略)

ケ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数</u> |
| (3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数</u> |
| (4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数</u> |

ケ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> | <u>イからやまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II)</u> | <u>イからやまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</u> |

フ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからやまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

イ～マ (略)

ケ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数</u> |
| (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> | <u>イからままでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</u> |

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数</u> |
| (3) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u> |
| (4) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u> |
| (5) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数</u> |
| (6) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数</u> |
| (7) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数</u> |
| (8) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数</u> |
| (9) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数</u> |
| (10) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数</u> |
| (11) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数</u> |
| (12) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</u> |
| (13) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</u> |
| (14) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> | <u>イからマまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</u> |

(削る)

(新設)

フ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(削る)

3 (略)

4 介護医療院サービス

イ～ケ (略)

フ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからケまでにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからケまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからケまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからケまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからケまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからケまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからケまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからマまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからマまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからマまでにより算定した単位数の1000分の 8 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 (略)

4 介護医療院サービス

イ～ケ (略)

フ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからケまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからケまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

(削る)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからケまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第七条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 (略) 2 介護保健施設サービス イ・ロ (略) 注 1～7 (略) <u>8 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)及び(iv)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(ii)並びに介護保健施設サービス費(IV)の介護保健施設サービス費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除として、1 日につき26単位を所定単位数から控除する。</u> <u>9～14 (略)</u> <u>15</u> 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1 月に6日を限度として所定単位数に代えて1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注14</u>に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。 <u>16～21 (略)</u> <u>22</u> イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注10</u>、<u>注11</u>及び<u>注21</u>並びにニからトまで、ヌからヲまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。 ハ～ケ (略) 3 (略) 4 介護医療院サービス イ～ヘ (略) 注 1～8 (略) <u>9 II 型介護医療院サービス費(I)のII 型介護医療院サービス費(ii)、II 型介護医療院サービス費(II)のII 型介護医療院サービス費(ii)、II 型介護医療院サービス費(III)のII 型介護医療院サービス費(ii)及びII 型特別介護医療院サービス費のII 型特別介護医療院サービス費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院については、室料相当額控除として、1 日につき26単位を所定単位数から控除する。</u> <u>10～12 (略)</u> <u>13</u> 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1 月に6日を限度として所定単位数に代えて1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注12</u>を算定している場合は算定しない。 <u>14～16 (略)</u> ト～フ (略)	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 (略) 2 介護保健施設サービス イ・ロ (略) 注 1～7 (略) (新設) <u>8～13 (略)</u> <u>14</u> 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1 月に6日を限度として所定単位数に代えて1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注13</u>に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。 <u>15～20 (略)</u> <u>21</u> イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注 9</u>、<u>注10</u>及び<u>注20</u>並びにニからトまで、ヌからヲまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。 ハ～ケ (略) 3 (略) 4 介護医療院サービス イ～ヘ (略) 注 1～8 (略) (新設) <u>9～11 (略)</u> <u>12</u> 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1 月に6日を限度として所定単位数に代えて1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注11</u>を算定している場合は算定しない。 <u>13～15 (略)</u> ト～フ (略)